

[ 事案 21-77 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 6 月 30 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

母が営業職員を通じて加入した契約者を私とするこども保険は、加入した覚えのまったくない契約で無効であり、既払込保険料を全額返して欲しい。

< 申立人の主張 >

母は、平成 4 年に私の子供（長男）を被保険者にして、また 8 年には同（次男）を被保険者とし、契約者を私とするこども保険（申立契約 1、申立契約 2）を契約締結し、保険料を支払ってきた。しかし、下記のとおり、私は 2 つの契約とも加入した覚えはまったくなく、契約者の意思に基づかず締結された契約で、無効であり、既払込保険料の全額を母（保険料負担者で実質的な契約者）に返還して欲しい。

- (1) 契約関係書類の契約者の保険契約者自署欄の筆跡はいずれも私のものではなく、押印も私のものではない。
- (2) 副申書の募集のきっかけ欄に「知人」との記載があるが、当該保険会社の担当者と会ったことがない。書類中の申立人の勤務先の情報（従業員数）や、申立人の資産金額も間違っている。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の母から、申立人を紹介されたものであり、申立人の妻に対して説明を行い、募集人の説明が申立人に伝わるように保障設計書やパンフレットを置いて行った。
- (2) 契約書は、申立人の母もしくは妻の代筆によるものであるが、申立契約 2 については、面接士による申立人との面接もなされており、そのときの告知書の署名は申立人のものであることを申立人が当社に来社した際に認めている。
- (3) 保険料は、申立契約 1 については、当初被保険者の祖父の口座から引き落とされていたが、平成 9 年には、申立人の口座に変更された。申立契約 2 は、成立当初から申立人名義の口座から引き落とされていた。
- (4) 申立人において、現在まで多数回にわたって給付金や学資金等を受領してきた等の理由から、本件契約は、申立人の意思に基づいて契約されたものであり、仮にそうでなかったとしても、追認が認められるべき事案である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面に基づき審理を行ったが、申立てが認められるか否かは、申立人が申立契約 1 及び 2 の加入に同意していたかどうか（望ましいことではないが、理論的には署名の代行自体は認められるので、上記書類の保険契約者欄の筆跡が申立人のものでもなく、申立人が加入に同意していれば契約は無効ではない）さらに、平成 9 年以降は、申立契約 1 及び 2 の保険料が申立人の承知していない申立人名義の銀行口座からの振替によって支払われてきたものであるとすれば、同銀行口座の預金は誰に帰属するものであったのか等に係ってくるが、これらの事実については、募集人及び申立人の妻等の供述、場合によっては筆跡鑑定等に基づき、慎重な審理・

判断が必要となる。

しかし、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に鑑定を囑託する手続きも存在しないことから、本件は当審査会において審理判断するよりも、裁判所における訴訟手続きにおいて解決することが妥当であると考え、生命保険相談所規程第 38 条 1 項（ 4 ）により、理由を明らかにして、裁定手続きを打ち切ることとした。